

しらこ保育園 重要事項説明書

1 運営主体

名 称	学校法人柳下学園
所在地	和光市白子三丁目12番1号
電話番号	048-461-6962
代表者氏名	理事長 [REDACTED]

2 施設の概要

施設の名 称	学校法人柳下学園しらこ保育園
施設の所在地	和光市白子三丁目29番10号
連 絡 先	電話番号 048-464-7400 FAX 048-464-0160
管 理 者	[REDACTED]
対 象 児 童	子ども・子育て支援法及び和光市保育の必要性の認定に関する条例の規定により保育の必要性の認定を受けた、小学校就学前（満6歳未満）の児童
利 用 定 員	90人
開 設 年 月 日	令和4年4月1日

3 事業所の運営方針

しらこ保育園（以下「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 当園は保育の提供に当たっては入園する乳児及び幼児（以下「園児」といいます。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- 当園は保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- 当園は園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- 当園は法令等を遵守し、事業を実施するものとします。

4 利用定員

利用定員 (90人)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	6人	8人	15人	20人	20人	21人

7 保育を提供する日

保育を提供する日は月曜日から土曜日までです。

8 休園日（保育を提供しない日）

日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

9 保育を提供する時間

(1) 開所時間

当園の開所時間は、月曜日から金曜日は7時から19時30分までです。

（土曜日のみ18時まで）

(2) 保育を提供する時間は、認定区分に応じて次のとおりとします。

ア 保育標準時間認定

(ア) 7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間

(イ) 開所時間内において18時を超えて提供する保育は「時間外保育」とします。

イ 保育短時間認定

(ア) 8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間

(イ) 開所時間内において上記を超えて提供する保育は「時間外保育」とします。

10 提供する保育等の内容

当園は国が定める「保育所保育指針」を踏まえ、次の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 保育標準時間及び保育短時間の保育

(2) 時間外保育

(3) 障害児保育

(4) 食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前補食	昼食	午後補食
離乳食		10時30分頃	14時30分頃
0歳児	9時00分頃	11時00分頃	15時00分頃
1.2歳児	9時00分頃	11時15分頃	15時15分頃
3～5歳児		11時30分～ 12時00分頃	15時20分頃

※ 毎月の献立表は、別途お知らせします。

※ 食物アレルギーや、体質に合わない食材があるときは事前に保育園に報告してください。

1 1 利用者負担額（保育料等）

- (1) 特定教育・保育施設の利用に（以下「保育料」といいます。）係る利用者負担（以下「保育料」といいます。）

当園において保育の提供を受けたときは、「和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例」に定める保育料を和光市にお支払いいただきます。

なお、月の途中から保育を利用することになったとき及び利用しなくなったときは、その月の保育料を市条例の規定により計算した額を和光市に支払うものとします。（この計算で 10 円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額をお支払いいただきます。）

- (2) 時間外保育料

時間外保育を利用したときは別表 1に定める時間外保育料を負担していただきます。

- (3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

保育の提供に要する実費については別表 2に定める費用を負担していただきます。

口座振替（毎月 20 日引き落とし土・日・祝の場合は翌営業日）により徴収させていただきます。

1 2 保育料等の支払

- (1) 保育料の支払

保育料および時間外保育料は保育を利用した月の末日までに、納付書払い又は口座振替により和光市にお支払いください。

ア 月の途中から保育の利用を開始したとき

保育の利用を開始した月の末日までにお支払いください。

イ 時間外保育料は、利用した月の翌月の末日までにお支払いください。

- (2) 保育料未納への対応について

保護者が支払うべき保育料の全部又は一部を指定された納期までに支払わないときは、和光市が支払の督促を行い、督促してもなお支払われないときは、和光市が子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分します。

- (3) 3～5 歳児の食材料費について

幼児教育・保育の無償化に伴い、食材料費については保護者の実費負担となり、月額 7,500 円（給食、おやつ代として）を口座振替（毎月 20 日引き落とし土・日・祝の場合は翌営業日）により徴収させていただきます。

休園（※1）および退園の申し出があった場合で、毎月8日までに休園届・退園届の提出があった場合には当月内の減額を行います。休園届の提出のあった日の次月以降については休園日数に応じた減額処理を行います。

（※1） 休園・・・1か月以上保育園を休むこと。休園届の提出が必要です。

ア 食材料費に含まれないものについて

保育参加時の保護者の給食費及びおやつ代
時間外保育料とともに引落としします。
給食費（1食あたり） /400円

イ 返金の対応について

（ア）返金対応となるケース。

不測の事態等により園の都合で給食が提供できなかった場合は、返金対応を行います。

- a 災害発生時（火災、地震、風水害、社会的騒乱など）
- b 園設備及び給食機器の破損など
- c 食中毒などの疾病発生

※通常の欠席や病欠（インフルエンザ等含む）の他、遠足、親子ピクニック等、弁当持参を予定している行事については、返金対象に含みません。

（イ）返金する際の計算式

返金額＝7,500円×（休園の日数または給食の提供できなかった日数）／25日

※但し、返金は月7,500円を上限とします。

13 利用の終了に関する事項

当園は園児が満6歳に達した日が属する年度の3月31日をもって保育の提供を終了します。

ただし、園児又は保護者が次の事由に該当する場合には、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児又は保護者が「和光市保育の必要性の認定に関する条例」に定める保育の必要性の基準に該当しなくなったとき。
- (2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

14 嘱託医（連携医療機関）

当園の嘱託医（連携医療機関）は次のとおりです。

(1) 内科、整形外科

医療機関の名称	西谷医院
所在地	和光市白子2-22-10
電話番号	048-461-2226

(2) 歯科

医療機関の名称	あいゆう歯科医院（ベルク）
所在地	和光市白子3-10-50
電話番号	048-423-3163

15 緊急連絡先及びかかりつけ医等の報告

保育の提供中に園児の疾病や怪我等により緊急対応の必要が生じたときは、保護者があらかじめ指定する医療機関及び緊急連絡先等に速やかに連絡を行いますので、保護者は当園に緊急連絡先及びかかりつけ医等を報告してください。

16 損害賠償

当園の責に帰すべき事由により、園児の生命、身体又は財産に損害を及ぼしたときは、保護者に対する損害賠償に充てるため、当園において保険に加入しています。

(1) 賠償責任保険

身体賠償 1事故 15億円 1人 1億5千万円
財物物賠 1事故 2千万円

(2) 保障保険

死亡 100万円 後遺障害 4万円～100万円
入院1日 1万円～15万円 通院1日 1万円～6万円（入院・通院日数による）

17 個人情報の取扱い

(1) 当園の守秘義務

当園は和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定及び当園が定める運営規程に従い、個人情報を適切に取扱うものとし、保育を提供する上で知り得た園児及び家族等の秘密を第三者に漏らしません。

(2) 保護者による個人情報使用に関する同意

市基準条例の定めに従い、園児に係る他制度のサービス提供事業者との連携を図るなど正当な理由があるときは、事業者は保護者に対して事前に文書で個人情報使用に関する同意を得た上で、園児及び保護者等の個人情報をを用いることができるものとします。

18 苦情等に関する相談窓口

当園では、市基準条例の規定に基づき、保育サービスの提供に関する苦情等に係る窓口を設置しています。

ご利用相談窓口	受付担当者	学校法人柳下学園 事務長	■■■■■
	苦情解決責任者	園長	■■■■■
	電話番号	048-464-7400	
	F A X	048-464-0160	
第三者委員	和光市民生委員児童委員	■■■■■	連絡先：地域共生推進課 048-424-9121
	和光市民生委員児童委員	■■■■■	

19 非常災害時の対応

非常時の対応	災害時の連絡手段として、「災害伝言ダイヤル 171」及び「CoDMON（コドモン）」を利用します。 災害時の引渡を円滑に行うため、「災害時引き渡しカード」を提出していただきます。
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、月1回以上実施します。 保護者への引き渡し訓練を実施します。
防犯訓練	不審者対応などの訓練は、年2回実施します。

※その他、園児向けに安全教室を実施しています。

20 虐待の防止に関する事項

(1) 虐待等の禁止

当園は市基準条例の規定に基づく当園の運営規程に従い、園児に対していかなる場合であっても、差別的取扱や虐待は行いません。

(2) 児童虐待の通告等

当園は、保育の提供中に児童福祉法33条の10各号に掲げる行為その他の虐待を受けたと思われる園児（児童）を発見したときは、速やかに和光市に通告し必要な協力を行います。

体制整備 等：児童の人権の擁護及び虐待の防止の為、必要な体制及びマニュアルを整備しています。

緊急時の対応：児童に不適切な養育の兆候が認められる場合やその他必要な場合は、速やかに「児童虐待の防止等に関する法律」に従い児童相談所へ通告の他、関係機関と連携・連絡した上で対応します。

21 その他の留意事項

(1) 入園手続

- ア 保護者は当園において保育を利用しようとするときは、当園が指定する書類等を提出するものとします。
- イ 保護者は前項に基づく入園手続に当たり、医療機関にて健康診断を受診した園児の診断書を当園へ提出します。(0歳児のみ)
- ウ 前項の入園前健康診断等の入園手続に係る必要な費用は保護者が負担するものとします。
- エ 当園は入園手続に必要な書類の不備及び不明な点等がある場合は、関係機関等に確認（照会）を行います。

(2) 保育園への告知

保育を実施する上で特に配慮を必要とするときは、保護者は園児の生育歴、家庭環境、健康状態等、保育上必要な事項を当園に対して事前に告知してください。

(3) 保育園が保育を行わないとき

当園では園児が次のいずれかの事由に該当するときは、その園児の保育を行わないことがあります。

- ア 園児が伝染性の疾病に罹患し、他の乳幼児に伝染するおそれがあるとき。
- イ 園児が病気や怪我等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき。
- ウ 災害の発生、又は発生のおそれがあり、危険が想定されるとき。

(4) 不正行為への対応

当園では保護者が偽り、その他の不正な行為によって、施設型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは遅滞なく、意見を付して和光市に通知します。

これにより、状況調査に基づき、保育の必要性の認定が受けられず、保育を提供することができなくなる場合があります。

別表1

○時間外保育料

クラス	保育短時間認定 7時から8時30分 まで及び 16時30分以降 (30分ごとの料金)	保育標準時間認定 および 保育短時間認定 18時から19時30分 (30分ごとの料金)
0歳児クラス	150円	150円
1、2歳児クラス	120円	120円
3歳児クラス	80円	80円
4歳児クラス以上	80円	80円

※ 保育短時間認定児童の保護者が7時から8時30分まで及び16時30分から18時までの間における時間外保育に係わる保護者負担費用の額の1月あたりの上限額は、0歳児及び1、2歳児の場合は700円、3歳児の場合は540円、4歳児以上の場合は470円とする。

別表2

○特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（実費分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
食材料費	3歳～5歳児の給食、おやつの実費負担分	7,500円/月
災害共済保険料	健康保険診療の医療費総額の4割を給付	240円/年
行事費	野菜収穫体験参加費など	実費
帽子代	園共通のカラー帽子	たれ付 1,130円
教材費	保育時に使用する教材（粘土・マーカーなど）	実費

※ 上記費用については、口座引き落としを実施しますので登録の手続きが必要となります。

※ 価格の変動によって、料金に変更となることがあります。

○緊急連絡先

緊急カードに記載をお願いいたします。

○かかりつけ医等

健康記録表に記載をお願いいたします。

○災害時緊急の引き渡しについて

災害時は災害時引き渡しカードを基に引き渡し訓練を行います。災害時引き渡しカードに必要事項の記載をお願いいたします。